

令和3年度 事業計画

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

第一 基本方針

新型コロナウイルス感染拡大により、世界中が、人々の生活スタイルはもとより働き方や教育の在り方について、「ニューノーマル」(新常識)への対応が求められる時代を迎えた。

こうした急激な環境変化の中で、『公益社団法人東広島法人会』として9年目を迎える当法人会は、従来以上に取り巻く社会環境の変化に的確に対応しつつ、「法人会の理念」に則り、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織及び財政基盤の強化を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域社会の活性化にも配慮しつつ、税や地域の経済・社会環境の整備改善に寄与する公益目的事業活動を積極的に展開する。

なお、企画・計画した諸施策の実行等に当たっては、万全の新型コロナウイルス感染症対策を施して行うこととするが、感染症拡大等による環境変化を冷静かつ確に見極め、中止または延期等の判断についても柔軟に対応する。

第二 主な事業活動

1 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

(1) 税の啓発活動・租税教育活動の充実

税務研修会、租税教室、税に関する絵はがきコンクール、税の広報活動等を引き続き実施する。

特に次世代を担う児童生徒に税の重要性を正しく理解し、関心を持ってもらうため租税教育及び租税教室の一層の拡大・充実を図る。

青年部会ではこれまで実施している小学校の「租税教室への講師派遣」、女性部会では「税に関する絵はがきコンクール」に対する取り組みを重点施策と位置づけ積極的に推進する。

また、申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」、e-Taxの利用推進、ダイレクト納付の推進に努める。

(2) 研修活動の充実

一般の企業及び市民、会員に対する税法・税務の知識の一層の普及啓発に努めるため、各種の研修会、経営セミナー、講演会等の開催を計画し研修内容に応じた有効な教材の作成配布を行うこととする。

(3) 税に関する広報の充実

税知識の普及と啓発を目的とし、広報誌及びホームページ等各種媒体を利用して

マイナンバー制度・消費税の軽減税率制度・インボイス制度やe-Tax・eLTAXの利用、税法の改正事項等を、広く一般の企業・市民・会員に時宜に適した情報を発信する。

(4) 税制改正への提言

従来のデフレからの脱却・経済再生が重要な課題となっている我が国は、昨年新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地域経済と雇用の担い手である中小企業は益々厳しい局面に立たされており、経営実態などを見極めながら中小企業が事業を継続するために必要な支援策と税制措置を講じることを求めていく必要がある。

加えて、大規模地震や台風などによる豪雨災害など相次いで発生する甚大な自然災害からの復興予算の確保も重要な課題である。

歳入面では、令和元年10月から消費税率が10パーセントに引き上げられ、消費税増収分の用途は全世代型社会保障制度の構築に向け、幼児教育無償化等に充てられることとなっているものの、税収のもとになる消費は、新型コロナウイルスの感染拡大以降、人の移動等が制限されたことによる打撃は大きく、国の緊急対策によって国の支出が急激に増大し財政状況は一段と厳しさを増している。

このほか、少子化対策や女性活躍の推進、超高齢化社会及びグローバル化の進展など、経済社会の構造変化にも対処していく必要がある。

こうした情勢を踏まえ、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして我が国の将来を展望した建設的な提言に努める。

2 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

地域社会への貢献と、地域社会の健全な発展を目的とした講演会、酒まつり会場での清掃作業等を実施する。

また、社会貢献活動の一環として、「AED（自動体外式除細動器）」の公共施設等への寄贈を継続して実施する。

3 法人会活動を活性化することを目的とする事業

(1) 組織の強化・充実

イ 公益性拡大の観点から加入率 60%以上を目標とし、金融機関・関係諸団体の協力を得ながら会員増強に努めるとともに、会員の退会防止にも努める。

ロ 年間を通じて会員増強に努めることとするが、特に9月から12月の4ヶ月間を、「会員増強月間」と定め、役員を中心に積極的な会員増強に取り組む。

(2) 広報活動の充実

法人会の知名度の向上、活動内容の周知等に加えて会員増強を図るため、会報誌「ほうゆう」や当法人会ホームページへの情報掲載等広報活動の一層充実に取り組む。

(3) 青年部会・女性部会の充実

イ 青年部会

「青年部会のあり方（指針）」に沿って、「税の啓発」をはじめとする活動の充

実を図る。

部会活動の大きな柱である「租税教室」への講師派遣、及び「部会員増強運動」については、今まで以上の積極的な取り組みを図る。

また、一昨年から全国法人会連合会青年部会が「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を「租税教育活動」と並ぶ新たな活動の柱と位置付けており、当青年部会においても、「財政健全化のための健康経営プロジェクト」に対する会員の理解を深め、主体的かつ継続的に取り組む。

□ 女性部会

「女性部会のあり方（指針）」に沿って、法人会活動の充実・活性化に努める。

税の啓発活動の一環である、市内の全小学6年生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を継続実施するとともに、内容の充実を図る。

(4) 法人会会員の福利厚生の上に資することを目的とする事業

イ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うよる厳しい状況により、福利厚生制度の推進は大きく影響を受けている。

こうした環境下においても、安定的な成長となるよう協力3社との協調に努め、厚生制度の更なる推進を図るとともに福利厚生制度 50 制度を節目として、「1社でも多くの会員を守りたい」という福利厚生制度創設時の理念の徹底及び「3社協力体制の一層の強化」と福利厚生制度の充実を掲げ、そのために組織委員会と合同での会員増強施策や 50 周年キャンペーンなどの各種事業を行う等、協力3社の協業や商品の相互販売を進め推進の拡大を図る。

□ 支部別新規加入企業の目標設定及び表彰

支部別の目標件数を設定し、目標を達成した支部に報奨金を贈呈する。

(5) 会員支援事業

創立30周年の節目の年を迎えるが、新型コロナ感染状況等を踏まえると大々的な集客行事を催すことは困難な状況と判断しており、実行委員会を設置し、計画的かつ柔軟に進め、記念式典を今秋に実施する。

なお、新型コロナ感染症から租税教育の対象者である児童生徒の健康を守ることが、ひいては法人会活動を円滑に推進することにつながるとの観点から、今事業年度早い段階で東広島市内の全小学校にセンサー式消毒液噴霧器等を寄贈する。

この寄贈行為を、創立30周年記念事業の重要な事業のひとつに据える。

(6) その他

西条税務署管内税務協力団体連絡協議会等他団体が行う諸事業に、積極的に協力・参加し交流を図っていくこととする。